



9環管第279号
平成29年8月17日

枚方京田辺環境施設組合
管理者 石井 明三 様

京都府知事 山田 啓二



枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計
画段階環境配慮書に対する意見書について

平成29年4月10日付けで提出の上記計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例第7条の6第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	環境部環境管理課 指導担当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4705

別添

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見は、次のとおりです。

1 全般的な事項

- 方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- 造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定すること。

また、煙突高さは、住民意見にも十分に配慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関する事項を考慮して決定すること。

なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。

2 個別事項

(1) 大気質

- 施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味して適切に調査等を行うこと。
- 本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。

(2) 騒音・振動

国道307号において、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間があることから、工事用車両による影響だけでなく、施設関係車両による騒音・振動の影響についても、適切に調査等を行うこと。

(3) 水質

工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。

(4) 動物、植物及び生態系

平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認されており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣保護区が存在することから、現況調査を実施するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めること。

(5) 景観

- 煙突及び建物の景観については、遠い眺望点からの評価だけにとどまらず、近景についても適切な地点を選定し、調査等を行うこと。
なお、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこと。
- 建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化も十分検討すること。

(6) 温室効果ガス等

ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。